

今回の罷業に關し貴下と懲戒解傭の處分に附するのやむを得ざるに至りしことは遺憾至極に存じ候 然れ共貴下の行動は恐らく本心より出でたるものにはあらざるべしと思料致し候に付來る七日までに復職を願出られたる場合に於て當局々員として適當と認めたる時は實施案の本旨に鑑み特に今回に限り右處分を取消すことも可有之爲念申添候

昭和九年九月五日

東京市電氣局長山下又三郎

殿